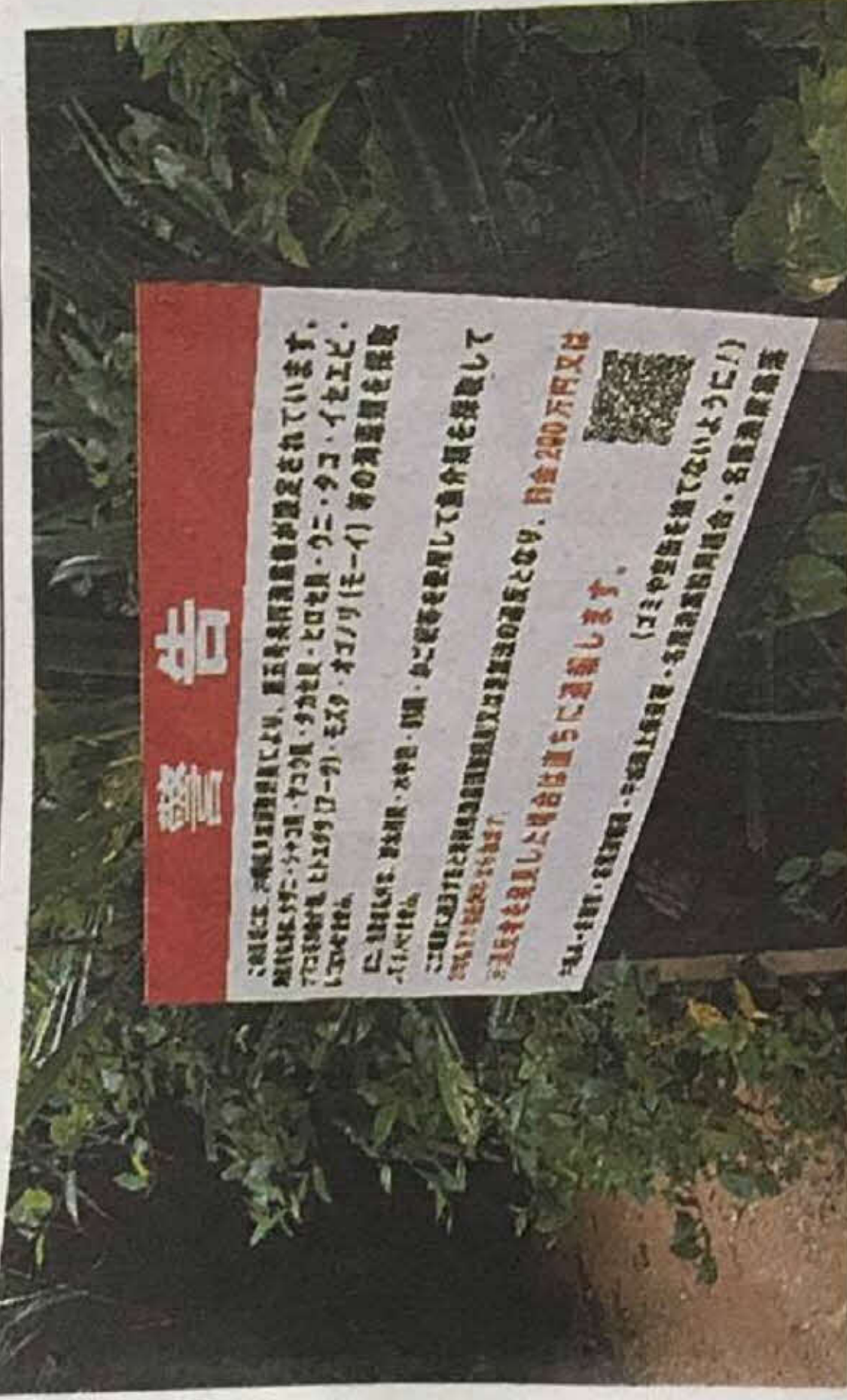


地域住民の漁排除

名護漁協の看板 県が修正検討

【名護】名護漁業協同組合が密猟防止や周辺地域への周知策として設置した漁業法などに関する警告板に不備があったとして、漁協を指導・監督する県が文言の修正を検討していることが分かった。一方、識者は看板内容そのものが「地

名護漁協が設置した警告板 20日、名護市瀬嵩



の「時事漫評」の中から総200点の原画をえりすぐった。「米軍基地」と書かれたらいを回す総理大臣の様子で無責任さを描き、「法治国家」を「放

砂川さ
来月1日



砂川さんの「時事漫評」の原画に見入る来場者 27日、那覇市久茂地・タムキヤラリ

域住民の慣習的行為をも排除するもので認められない」と指摘している。

警告板は市内の海岸26カ所にある。内容は漁業者以外の特定の魚介類、海藻類の採取や、特定の漁具の使用を禁止するというもの。違反した場合は罰金200万円か、3年以下の懲役と赤字で強調している。

だが、県水産課によるとこの罰則は知事の免許を受けずに無許可操業をした場合に適用されるが、警告板では一切触れられていな

い。同課は「一つ一つの禁止事項に間違いはないが、全体として誤解を招く部分があった。漁協と協議し見直したい」と述べた。

だが、漁業法に詳しい明治学院大学の熊本一規教授は、表記の整合性以前にそもそも、地元住民も採取してはいけないかのようになっている。入会漁業権は漁村集落民の権利だと指摘。

「同じ入会漁業権を持つ組合員と住民で、権利内容が違ってはいけない。違っているのであれば調整が必要」と話した。